

令和4年度 南砺市不妊治療費助成を受けられる方へ(フローチャート) 《40歳未満の方》

* 保険適用となる医療費の自己負担額がひと月21,000円以上となる方は、事前に健康保険組合等より「限度額適用認定証」を取得し医療機関へ提示してください。
 助成は、高額療養費制度の自己負担限度額までとなります。

◇1回の助成を受けようとする治療の開始日において年齢が40歳未満の方

